

季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

○季節性インフルエンザ

発症した日を0日として、 発症後5日の経過が必要 です。						→ 発症して5日が経過しているので、 解熱後2日 が経過していれば登校可能です。			
発症日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後	9日後
0日として起算	解熱	解熱後1日	解熱後2日	→	→	登校可			
	→	解熱	解熱後1日	解熱後2日	→				
	→	→	解熱	解熱後1日	解熱後2日				
	→	→	→	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
	→	→	→	→	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
	→	→	→	→	→	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可

○新型コロナウイルス感染症

発症した日を0日として、 発症後5日の経過が必要 です。						→ 発症して5日が経過しているので、 症状が軽快後1日 が経過していれば登校可能です。			
発症日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後	9日後
0日として起算	症状軽快	症状軽快1日	→	→	→	登校可			
	→	症状軽快	症状軽快1日	→	→				
	→	→	症状軽快	症状軽快1日	→				
	→	→	→	症状軽快	症状軽快1日				
	→	→	→	→	症状軽快	症状軽快1日	登校可		
	→	→	→	→	→	症状軽快	症状軽快1日	登校可	
	→	→	→	→	→	→	症状軽快	症状軽快1日	登校可

<症状軽快とは> 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。